

新しい公共施設予約システムの 利用者登録期限（有効期限）について

新しい公共施設予約システム(新システム)では、施設を利用する日（予約を取りたい日）が、利用者登録期限（有効期限）を超えている場合、新システムで予約することができません。先着予約だけでなく抽選申込も同様です。

例：Aさんの利用者登録期限が令和8年4月30日の場合

施設を利用する日（予約を取りたい日）		
～R8. 4. 29	R8. 4. 30 (利用者登録期限)	R8. 5. 1～
予約可能		予約不可

先着予約や抽選申込など数か月先の予約を行う場合は、利用者登録期限を待たずに施設窓口で利用者登録期限の更新手続きを行うようにお願いします。特に、郷の音ホールのように利用日の12か月前の月の初日から先着予約が始まる施設（室場）の利用者ご注意ください。

<利用者登録期限の確認方法>

- 新システムのマイページでは、利用者登録期限を表示することが出来ませんが、メールアドレスを登録されている利用者には、利用者登録期限の99日前と60日前、30日前にお知らせメールが届きます（令和7年12月現在）。メールアドレスが未登録の利用者は、メールアドレスの登録をお願いします。



登録画面

- 新システムにログインします。
- マイページの中にある「メールアドレス変更」を開きます。

※ 画面の指示に従い、メールアドレスの登録を行って下さい。

<その他の確認方法>

- 旧システムのマイページでは、利用者登録期限を確認することができます。旧システムには令和8年3月31日まではログインすることができます。
- 利用者登録期限は、利用者登録を行った際の登録証カードや通知書、メール等でもご案内しています。
- 利用者登録期限を確認することが出来ない場合は、利用予定（もしくは最寄り）の施設窓口で本人確認を行った上でご案内します。**